第
 号

 平成
 年
 月

 日

国土交通省

○○地方整備局長 ○○ ○○ 様

起業者 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇

〇〇県

上記代表者 〇〇県知事 〇〇 〇〇

事業認定申請書

土地収用法第16条の規定によって、下記により、事業の認定を受けたいので、申請いたします。

記

- 1 起業者の名称 ○○県
- 2 事業の種類

○○地区海岸公共災害復旧工事(○○県○○郡○○町大字○○字○○地内から同町大字○○字○○地内まで)並びにこれに伴う普通河川付替工事及び附帯工事

- 3 起 業 地
 - イ 収用の部分

○○県○○郡○○町大字○○字○○並びに大字○○字○○及び字○○地内

地内

ロ 使用の部分

○○県○○郡○○町大字○○字○○並びに大字○○字○○及び字○○地内

○○県○○郡○○町大字○○字○○並びに大字○○字○○及び字○○地内

4 事業の認定を申請する理由

○○沿岸は、○○県○○市の○○から○○市の○○県境までの延長約 139km の海岸であり、このうち、○○海岸○○地区海岸(以下「○○地区海岸」という。)は、○○県○○郡○○町に位置する全長 1,261mの海岸である。

○○地区海岸がある○○県沿岸部は、漁業及び農業が盛んな地域であるが、 太平洋に面していることから、これまで津波及び高潮の被害を受けている地域 である。

○○地区海岸では、このような被害に対応するためこれまで堤防整備事業等を実施しており、昭和○○年には護岸工を設置したが、昭和○○年に発生した○○台風及び昭和○○年に発生した○○台風の被害を受け、昭和○○年度からは、T.P. (東京湾平均海面)(以下単に「T.P.」とする。)+4.50~5.80mの堤防、護岸等を設置する工事を昭和○○年度まで行ったものである。その後も高潮による浸水被害や海岸浸食の防止を図るため、T.P.+6.20mとする堤防嵩上げ工事、根固工、離岸堤、人工リーフなどの事業を引き続き平成○○年度まで行ってきたものである。また、海岸法(昭和31年法律第101号)に基づき平成12年5月に国が策定した海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針を受けて、海岸保全を計画的に実施することを目的とした「○○沿岸海岸保全基本計画」(以下「基本計画」という。)を○○県が平成○○年○○月に策定し、この基本計画に基づき、○○県沿岸の海岸保全対策を進めることとし、○○地区海岸の防護水準はT.P.+6.20mとされていたところである。

しかしながら、平成○○年○○月○○日に発生した○○地震及びこれに伴う 津波により、○○県沿岸部では多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被 害を受けたものである。○○県は、この津波の被害を受け、○○沿岸の防護水 準の見直しを進め、平成○○年○○月及び平成○○年○○月に基本計画の変更 を行い、新たな防護水準により海岸改修を実施しているところである。なお、 新たな防護水準は、平成○○年○○月に有識者等で構成される「○○県海岸に おける津波対策等検討会」による提言を受け設定しているものである。

このうち、〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇地内から同町大字〇〇字〇〇原地内に至る延長1,215mの区間(以下「本件区間」という。)の背後地には、家屋、農地等のほか、県道〇〇線、JR〇〇線等の交通施設が存しており、T.P.+6.20mの海岸堤防が整備されていたが、〇〇地震に伴う津波等により被害を受けたとともに、既存堤防が一部破堤したこと、新たに設けられた防護水準に対して十分な高さがないことなどから津波及び高潮による被害の危険性が極

めて高い状況にある。

このような状況に対処するため、本件区間を全体計画として新たに設けられた防護水準である T.P.+8.70mを確保するために堤防を整備する「〇〇地区海岸公共災害復旧工事並びにこれに伴う普通河川付替工事及び附帯工事」(以下「本件事業」という。)を計画したものである。

本件事業の完成により、既存堤防が破堤等しているとともに、新たに設けられた防護水準に対して十分な高さがないことなどから津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺の土地について、新たに設けられた防護水準の高さの堤防が整備されることから、津波及び高潮による被害の軽減に寄与するとともに、〇〇町の他の復興事業と相まって、地域の復興にも寄与するものである。

今回、事業の認定を申請する区間は、本件区間のうち、既に用地取得が完了している〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇地内の延長 105mの区間を除く、〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇地内から同町大字〇〇字〇〇地内までの延長 1,110mであり、本件事業のうち「〇〇地区海岸公共災害復旧工事」(以下「本体事業」という。) は、土地収用法第3条第10号の2に該当する事業である。

また、本体事業の施行に伴い、〇〇町が管理する普通河川渋川の機能が失われることから、従前の機能回復を図るため、関連事業として本体事業と併せて施行するものであり、当該普通河川の付替工事は、土地収用法第3条第2号に該当する事業である。

さらに、本体事業の施行に伴い、一時的に必要となる工事用道路を附帯工事として本体事業と併せて施行するものであり、土地収用法第3条第35号に該当する事業である。

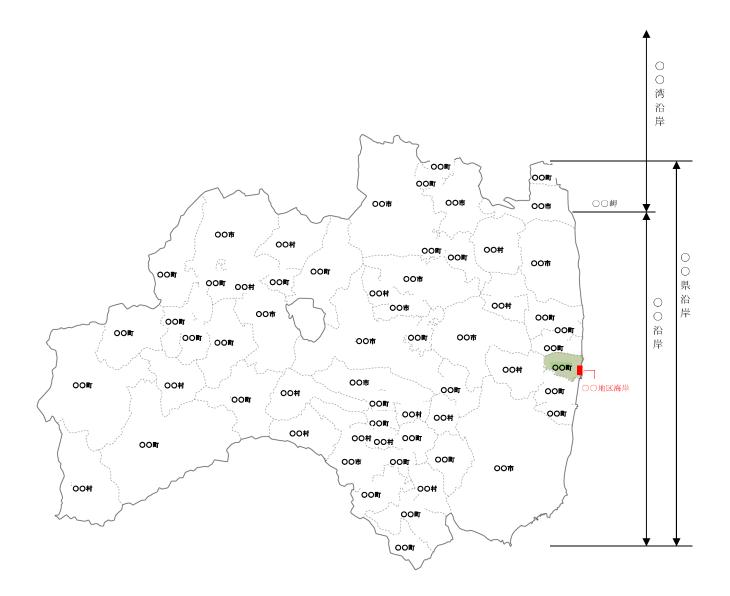
これらの事業に必要な土地の面積は、収用の部分と使用の部分を併せて42,492 ㎡、土地所有者及び関係人は〇〇名であり、平成〇〇年〇〇月から鋭意用地交渉を進めてきた結果、平成〇〇年〇〇月末現在、〇〇人(96.9%)については任意による契約が成立し、41,187 ㎡ (96.9%)の取得を完了している。

起業者としては、今後とも用地取得の協議を重ね円満に解決するよう努めるものであるが、任意による解決が困難な場合には、速やかに収用委員会の裁決が受けられるよう、あらかじめ事業の認定を受け、事業の円滑な進捗を図ろうとするものである。

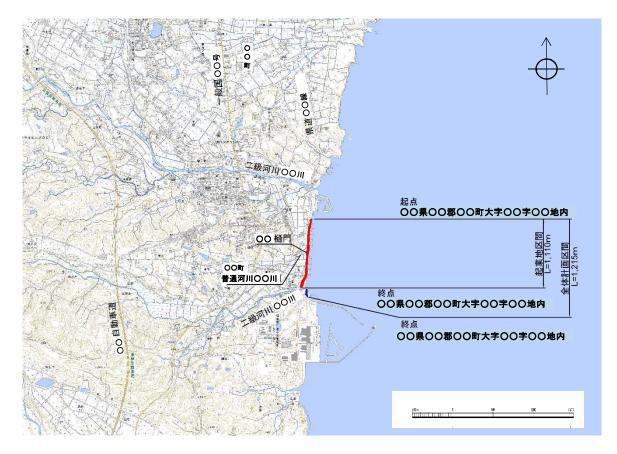
添付書類第1号

事業計画書 (関連事業及び附帯事業を含む。)

位 置 図



事業認定申請概要図



事業計画書(関連事業及び附帯工事を含む。)

I 事業計画の概要

1 本体事業

(1)全体計画

○○沿岸は、○○県○○市の○○岬から○○市の○○県境までの延長約139kmの海岸であり、このうち、○○海岸○○地区海岸(以下「○○地区海岸」という。)は、○○県○○郡○○町に位置する全長1,261mの海岸である。

○○地区海岸がある○○県沿岸部は、漁業及び農業が盛んな地域であるが、 太平洋に面していることから、これまで津波及び高潮の被害を受けている地域 である。

このような被害に対応するため○○地区海岸では、これまで堤防整備事業等を実施しており、昭和○○年には護岸工を設置したが、昭和○○年に発生した○○台風及び昭和○○年度発生した○○台風の被害を受け、昭和○○年度からは、T.P. (東京湾平均海面)(以下単に「T.P.」とする。)+4.50~5.80mの堤防、護岸等を設置する工事を昭和○○年度まで行ったものである。その後も高潮による浸水被害や海岸浸食の防止を図るため、T.P.+6.20mとする堤防嵩上げ工事、根固工、離岸堤、人工リーフなどの事業を引き続き平成○○年度まで行ってきたものである。また、海岸法(昭和31年法律第101号)に基づき平成12年5月に国が策定した海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針を受けて、海岸保全を計画的に実施することを目的とした「○○沿岸海岸保全基本計画」(以下「基本計画」という。)を○○県が平成○○年○○月に策定し、この基本計画に基づき、○○県沿岸の海岸保全対策を進めることとし、○○地区海岸の防護水準はT.P.+6.20mとされていたところである。

しかしながら、平成○○年○○月○○日に発生した○○地震及びこれに伴う津波により、○○県沿岸部では多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けたものである。○○県は、この津波の被害を受け、○○沿岸の防護水準の見直しを進め、平成○○年○○月及び平成○○年○○月に基本計画の変更を行い、新たな防護水準により海岸改修を実施しているところである。なお、新たな防護水準は、平成○○年○○月に有識者等で構成される「○○県海岸における津波対策等検討会」による提言を受け設定しているものである。

このうち、〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇地内から同町大字〇〇字〇〇地内に至る延長 1,215mの区間 (以下「本件区間」という。) の背後地には、家屋、農地等のほか、県道〇〇線、JR〇〇線等の交通施設が存しており、T.P.+6.20m の海岸堤防が整備されていたが、〇〇地震に伴う津波等により被害を受けたとともに、既存堤防が一部破堤したこと、新たに設けられた防護水準に対して十分な高さがないことなどから津波及び高潮による被害の危険性

が極めて高い状況にある。

このような状況に対処するため、本件区間を全体計画として新たに設けられた防護水準である T.P.+8.70mを確保するために堤防を整備する「〇〇地区海岸公共災害復旧工事並びにこれに伴う普通河川付替工事及び附帯工事」(以下「本件事業」という。)を計画したものである。

本件事業の完成により、既存堤防が破堤等しているとともに、新たに設けられた防護水準に対して十分な高さがないことなどから津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺の土地について、新たに設けられた防護水準の高さの堤防が整備されることから、津波及び高潮による被害の軽減に寄与するとともに、〇〇町の他の復興事業と相まって、地域の復興にも寄与するものである。

今回、事業の認定を申請する区間は、本件区間のうち、既に用地取得が完了している〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇地内の延長 105mの区間を除く、〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇地内から同町大字〇〇字〇〇地内までの延長1,110mであり、本件事業のうち「〇〇地区海岸公共災害復旧工事」(以下「本体事業」という。)は、土地収用法第3条第10の2号に該当する事業である。

(2) 事業申請起業地区間

申請起業地区間の計画概要は次のとおりである。

イ 施行区間

全体計画区間

起点 〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇地内終点 〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇地内

申請起業地区間

起点 ○○県○○郡○○町大字○○字○○地内終点 ○○県○○郡○○町大字○○字○○地内

口 延長

全体計画区間 $L = 1,215 \,\mathrm{m}$ 申請起業地 $L = 1,110 \,\mathrm{m}$

ハ 計画諸元 (申請起業地区間)

< 堤防>

	構造諸元		
	傾斜型堤防		
堤防形式	(土堤+コンクリートブロック張)		

防護水準	T. P. +8. 70 m
計画堤防	T. P. +8. 70 m
高	1.1. 10. 10111
天端幅	4.0 m
表法勾配	1:2.0
裏法勾配	1:2.0

<新1号樋門>

	構造諸元		
ゲート形 式	バランスウエイトゲート		
内空断面	B1800×H1800		
樋門敷高	T. $P + 1.70 m$		

<新2号樋門>

	構造諸元		
ゲート形 式	バランスウエイトゲート		
内空断面	B1100×H1100		
樋門敷高	T.P+3.100m		

<渋川樋門>

	構造諸元		
ゲート形 式	バランスウエイトゲート		
内空断面	B4900×H2500		
樋門敷高	T. $P + 1.060 m$		

二 工事量

提防盛土 55,800m³ 樋門工 3基

2 関連事業

本体事業の施行に伴い必要の生じた普通河川の付替工事は、当該施設の従来の機能回復を図るため、当該施設の管理者との協議により、必要最小限の範囲を本体事業と併せて施行するものである。

関連事業の計画概要については、次のとおりである。

関連事業計画

図面 表示 番号	施設の種類 及び名称	4条地番号	管理者	現 L=延長 W=幅員 構造・形式	計 画 L=延長 W=幅員 構造・形式
A	普通河川〇〇川	9	〇〇町	L=30m 構造物無し (被災後)	L=30m ブロック積 擁壁護岸

3 附带工事

附帯工事として、本体事業施行の際に一時的に必要となる工事用道路の設置を行うものであり、その計画概要は次のとおりである。

種 別	種類	計画諸元等
	1. 施 工 延 長	1,137m
工事用道路	2. 車 線 数	1 車線
上 ∌ 用 担 峪	3. 幅 員	4.0m (総幅員 5.0m)
	4. 必 要 面 積	5, 685 m²

Ⅱ 事業の開始及び完成の時期

1 全体計画 開始の時期 平成○○年○○月

完成の時期 平成〇〇年〇〇月

2 申請起業地区間 開始の時期 平成○○年○○月

完成の時期 平成〇〇年〇〇月

Ⅲ 事業に要する経費及びその財源

1 経費

(単位:百万円)

	区 分				申請起業地計画年度別内訳			
禾			全体計画	申請起業地	平成○年 度 まで	平成〇年	平成〇年 度 以降	
-	工	事	費	6,230	5,644	1,881	1,881	1,882
内訳	用地費	及び	補償費	186	181	130	41	10
HV	そ	Ø	他	98	88	_	44	44
	1	+		6,514	5, 913	2,011	1,966	1,936

[※]上記には関連事業及び附帯工事に要する費用を含む。

2 財源

所 管	国庫補助	国庫補助	
名科目	国土交通省	総務省	
会計名	一般会計		一般会計
款	災害復旧費		災害復旧費
項	土木施設災害復	土木施設災害復旧費	
目	土木災害復旧費		土木災害復旧費
 特別国庫	平成〇年〇月〇日	84.5%	15.5%
刊	平成〇年〇月〇日	84.7%	15.3%
	平成〇年〇月〇日	84.7%	15.3%

所管名	交付会	È	国庫補助
科目	国土交通	通省	総務省
会計名	一般会	計	一般会計
款	土木塱	.	土木費
項	河川海岸費		河川海岸費
目	海岸事業費		海岸事業費
	平成〇年	50.0%	50.0%
特例国庫負	平成〇年	50.0%	50.0%
担金	平成○年	50.0%	50.0%
	平成○年	50.0%	50.0%

IV 事業の施行を必要とする公益上の理由

1 本体事業

○○県沿岸部は、漁業及び農業が盛んな地域であるが、太平洋に面していることから、台風や低気圧等の影響を受けやすく、津波及び高潮による災害が幾度となく発生している。

戦後の津波による災害を振り返ると、昭和〇〇年の〇〇地震による津波では〇〇県で死者4名負傷者2名を出している (表-1)。

No.	被災年月	原因	被害概要	家屋資産等被害	主な被災 地
1	昭和〇〇 年〇月	○○ 地震	死者:4人 負傷者:2人	床上浸水:6棟 床下浸水:59棟	
2	平成○○年○月	地震	死者:3,678 人 行方不明者:3 人 負傷者:82 人	家屋全壊:10,002 棟 家屋半壊:43,279 棟 家屋一部破損:39,757 棟	○○市 ○○市 ○○市他 全 10 市町

表-1 既往津波の概要(○○県沿岸)

根拠資料一覧

No.	被災年月	原因	根拠資料
1	昭和〇〇年〇〇月	○○地震	○○県の災害暦等
2	平成〇〇年〇〇月	○○地震	○○大震災における被害等状況 (○○県 HP 20○○/○/○現在)

5

0

4

82

なお、○○町では、死者407名、家屋全壊349棟、家屋半壊2,668棟など戦後最 大規模の被害を受けたものである(表-2及び表-3)。

市町村名	死 者	行方不明者	負傷者
	(人)	(人)	(人)
〇〇町	119	0	3
〇〇市	486	0	11
〇〇市	1, 133	0	59
○○町	582	0	0
〇〇町	165	1	0
〇〇町	128	1	0
〇〇町	407	0	0

146

46

466

3,678

〇〇町

〇〇町

〇〇市

計

合

表-2 ○○地震による人的被害

出典:平成〇〇年〇〇地震による被害状況即報(第〇〇報)H〇〇.〇〇.〇〇

0

1

0

3

市町村名 家屋全壊 家屋半壊 一部損壊 (棟) (棟) (棟) 〇〇町 439 669 138 〇〇市 1,004 833 3,397 〇〇市 2,323 3,713 2,420 〇〇町 772 2,384 154 〇〇町 103 141 〇〇町 95 61 16 〇〇町 349 2,668 2,269 〇〇町 290 147 1,213 〇〇町 160 593 3, 244 〇〇市 32,921 4,644 26,004 合 計 10,002 43, 279 39, 757

表-3 ○○地震による住宅被害

出典: 平成〇〇年〇〇地震による被害状況即報 (第〇〇報) H〇〇.〇〇.〇〇

このような状況に対処するため、本件事業が計画されたものであり、既存堤防が破堤等しているとともに、新たに設けられた防護水準に対して十分な高さがないことなどから津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間とその周辺の土地について、新たに設けられた防護水準の高さの堤防が整備されることから、津波及び高潮による被害の軽減に寄与するとともに、〇〇町のまちづくりと一体となった整備がなされることから、地域の復興にも寄与するものである。

なお、本件事業が自然環境に与える影響については、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び〇〇県環境影響評価条例(平成〇〇年条例第〇〇号)により環境影響評価が義務づけられた事業に該当しないが、起業者が平成〇〇年〇〇月に任意で実施した、工事による騒音及び振動の影響、動植物に関する調査等を実施している。騒音及び振動については、法令に定められた規準を満足するものである。

また、動植物の調査によると本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧 I B 類として掲載されているカジカ小卵型及び準絶滅危惧として掲載されているミサゴ並びにレッドデータブック〇〇に絶滅危惧 II 類として掲載されているセッカ、準絶滅危惧として掲載されているアオバト、ノスリ、ヒバリ及びホオアカが確認されている。カジカ小卵型については、工事による直接改変を受けない場所での確認であることから影響は小さいとされ、鳥類については、営巣地は周辺を含めて確認されておらず、上空を通過した個体を確認したものであるため、影響は少ないとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧 II 類として掲載されているオオアカバナ並びにレッドデータブック〇〇に準絶滅危惧として掲載されているイガガヤツリ及びハマナデシコが確認されている。オオアカバナについては、確認地点において生育環境が消失するため、移植等の措置について学識経験者への聞き取り調査を行った結果、特段の保全措置は不要とされた。また、イガガヤツリ、ハマナデシコについては、海岸近くの草地に普通に見られる種であるため、影響は少ないとされている。

なお、今後新たな重要種が発見された場合には、必要に応じて適切な措置の検 討を行うものである。

このほか、本件区間内の土地には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

2 関連事業

本体事業の施行に伴い必要の生じた普通河川の付替工事は、当該施設の従来の機能回復を図るため、当該施設の管理者との協議により、必要最小限の範囲を本体事業と併せて施行するものである。

3 附带工事

附帯工事として、本体事業の施行に伴い一時的に必要となる工事用道路の設置 工事を、本体事業と併せて施行するものである。その土地は、工事期間中一時的 に使用することが必要不可欠なものであり、使用する範囲は必要最小限とした。

以上のとおり、本件事業は、津波及び高潮による被害の軽減に寄与し、地域住民の生命及び財産の保全を図ることができるものであり、公益に資するところは極めて大きいものである。

V 収用又は使用の別を明らかにした事業に必要な土地等の面積、数量等の概数並び にこれらを必要とする理由

1 事業に必要な土地等の面積、数量等の概数

(1) 収用の部分

(単位: m²)

(単位: m²)

現況地目	本体事業	関連事業	計
道路	11, 371	0	11, 371
河川・水路	2,884	331	3,215
宅地	1,398	0	1,398
田	5,750	0	5,750
畑	5,974	0	5,974
山林	5, 444	51	5, 495
堤	13	0	13
原野	920	119	1,039
雑種地	515	0	515
計	34, 269	501	34, 770

(2) 使用の部分

一時使用 現況地目 関連事業 附带工事 計 地 道路 504 0 907 1,411 河川·水路 617 0 257 874 宅地 0 0 896 896 田 237 0 1,807 2,044 畑 0 1,284 198 1,482 山林 309 0 129 438 堤 0 24 0 24 93 原野 72 0 21 雑種地 0 0 460 460 計 5,761 7,722 1,961 0

- 2 起業地内にある主な物件の数量なし
- 3 これらを必要とする理由
 - (1) 収用の部分

これらの土地は、事業計画の概要で述べたとおり、本件事業及び関連事業を施行するために必要な最小限の土地である。

(2) 使用の部分

本件事業のために一時的に使用する土地は、本体事業の施工に伴う堤防基礎工を設置するために掘削及び附帯工事として一時的に使用する工事用道路として必要となる土地であり、それぞれ使用する範囲は必要最小限である。

VI 起業地等を当該事業に用いることが相当であり、又は土地等の適正かつ合理的な 利用に寄与することになる理由

1 本体事業

本件事業は、〇〇地震に伴う津波等により既存堤防が破堤等したため、本件区間及びその周辺の土地において、津波及び高潮による被害の発生する危険性が極めて高い状況にあることから、堤防により数十年から数百年に一度程度の頻度で発生する津波及び高潮から背後地を防御するため、T. P. +8.7mの堤防整備を行うものである。

本件事業の堤防位置については、現地の地形、海岸背後地の土地利用状況等を 総合的に勘案し次の2案について比較検討を行った。

第1案:現況法線復旧案

第2案:堤防引堤案(申請案)

(1) 現況法線復旧案 (L=1,014.7m)

本案は、既設堤防位置で堤防を整備するため、社会的には用地必要面積が他案に比べて少ないが、技術的には既設の堤防施設及び根固工を撤去した後に堤防を設置することから工期が長くなるとともに、海岸線付近での施工が多く水中施工を避けるため鋼矢板による仮締切りが必要となり施工性に劣るとともに、全体事業費が他案に比べ高額となる案である。

(2) 堤防引堤案(申請案)(L=1,010.0m)

本案は、既設堤防より陸側に引堤するため、社会的には用地必要面積が他案に比べ多くなるが、既設堤防を利用するため鋼矢板による仮締切りが不要となるため施工性に優れるととみに、全体事業費が他案に比べ少額となる案である。

以上、2案について社会的、技術的及び経済的観点から比較検討を行った結果、 第2案が改修方法として最も合理的な計画であると判断されるため、第2案を採用 したものである。

2 関連事業

関連事業として施行する普通河川付替工事は、本体事業の施行により従前の普通河川の機能が失われるため、当該施設の管理者と十分協議を行い、地域住民の利用状況等を考慮し、従来の機能を維持するために必要な最小限度の範囲で施行し、その機能を従来どおり発揮させることができるものであり、社会的、経済的及び技術的にみても最良のものである。

3 附带工事

本体事業の施行に伴い一時的に必要となる工事用道路の設置工事を行うものであり、使用する範囲は必要最小限の面積としている。

以上のとおり、起業地を本件事業に用いることは、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものである。

改修方法比	改修方法比較表(○○地区海岸堤防法線)	(美)	测点Na.0~○○ 左岸河口部
比較項目	比較案	第1案:現況法線復旧案	第2条:堤防引堤案(申請案)
四回区			第1条:現法法德国日著 第2条: 這方引提案(申增案)
财 国		(WK)	第2条
		国 典	塞数
社会的項目	必要取得面積	20, 903. 2 m²	28, 872. 4 m²
	土地利用に与える影響	・現況法線で復旧するため、用地必要面積が2案より少ない。	・新たな法線により、用地必要面積が第1案に比べ多くなる。
技術的項目	工事內容	現況法線での復旧	引堤による復旧
	施工延長	1, 014. 7 m	1, 010.0m
	工事施工の難易度	・既設の場防施設及び根固工の撤去した後に堤防の再設置が必要である。 ・木中での鋼矢板による仮締切りが必要である。	・既設の場防施設及び根固工の撤去が不要である。・既設堤防を利用するため鋼矢板による仮締切りが不要である。
経済性		41.3億円	18.9億円
		・表法被覆工基礎の位置が海中施工となり、海側に仮締切矢板が必要となる。・表法被覆工基礎の洗屈防止のため、根固めブロックの新設が必要となる。・表法被覆工の法長が第2案に比べ長くなる。	・表法被覆工基礎の位置が陸側となり、仮締切矢板が不要である。・表法被覆工基礎全面が陸上であり、売届のおそれがなく根固めブロックの新設の必要がない。・表法被覆工の法長が第1 案に比べ短くなる。
総合判断		本条は、既設堤防位置で堤防を整備するため、社会的には用地必要面積が他案に比べて少ないが、技術的には既設の堤防施設及び根固工の撤去した後に堤防を設置することから工期が長くなるとともに、海岸線付近での施工が多く、水中施工を避けるため鋼矢板による仮縮切りが必要となり、全体事業費が他案に比べ高額となるから、経済的に妥当な計画とは言えない。	本案は、既設堤防より陰側に引爆するため、社会的には用地必要面積が他案に比べ多くなるが、既設堤防を利用するため鋼矢板による仮締切りが不要となるため全体事業費が他案に比べ小額となることから、経済的に安価で技術的にも妥当な計画であると言える。。
		不採用	採用